

## 国土強靱化の取組について

- ・国土強靱化基本計画
- ・防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策
- ・国土強靱化年次計画2019

令和元年6月13日

内閣官房 国土強靱化推進室

### 国土強靱化基本計画の見直し（概要）

国土強靱化  
NATIONAL RESILIENCE

#### 国土強靱化基本計画（平成26年6月）

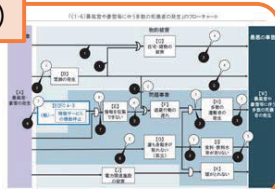
国土強靱化基本計画とは、

- ・国土強靱化に係る国の計画等の指針となるべきもの
- ・施策の重点化／ハード・ソフト両面で効果的に推進／「自助・共助・公助」の適切な組み合わせ／民間資金の活用
- ・地域の特性に応じた施策の推進／非常時だけでなく平時にも有効活用の工夫／PDCAサイクルの実践

策定後約5年が経過

#### 1. 脆弱性評価の結果（平成30年8月）

- 平成28年熊本地震等の災害から得られた知見、社会情勢の変化等を踏まえ課題（脆弱性）を評価
- フローチャートによる分析手法を導入して「最悪の事態」に至る因果関係を明確化



平成30年7月豪雨、台風第21号、北海道胆振東部地震等により住民の生活や経済活動に大きな影響

#### 重要インフラの緊急点検（平成30年11月）

- 重要インフラの機能確保について132項目の緊急点検を実施し点検結果と対応方策を取りまとめ

#### 2. 国土強靱化基本計画の見直し（平成30年12月）

##### ①災害から得られた知見の反映

- ・被災者等の健康・避難生活環境の確保
  - ・気候変動の影響を踏まえた治水対策
  - ・エネルギーや情報通信の多様化・リスク分散
- などの過去の災害から得られた知見を推進方針として追加

##### ②社会情勢の変化等を踏まえた反映

- ・新技術の活用、国土強靱化のイノベーション推進
  - ・地域のリーダー等の人材育成、防災教育の充実
- などの社会情勢の変化等を踏まえた内容を追加

##### ③災害時に重要なインフラ整備、耐震対策・老朽化対策、BCPの普及などは、引き続き推進

##### ④重点化すべきプログラム等20プログラムの選定

- 15の重点化すべきプログラムを組み換え  
追加例：【劣悪な避難生活環境、被災者の健康状態の悪化】  
【上水道の長期間供給停止】

- 重点化すべきプログラムと関連が強い5つのプログラムを新たに選定

##### ⑤防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策

- ④の重点化すべきプログラム等の推進を図るため、特に緊急に実施すべき施策について、達成目標、実施内容、事業費等を明示した3か年緊急対策を位置づけ

## 国土強靱化基本計画について

- 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成25年法律第95号)第10条に基づく計画で、国土強靱化に係る国の他の計画等の指針となるもの(アンブレラ計画)
- 脆弱性評価結果を踏まえた、施策分野ごと及びプログラムごとの推進方針を定める

## ●国土強靱化の基本的考え方(第1章)

## 【理念】

○国土強靱化の基本目標

- ①人命の保護
- ②国家・社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- ③国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④迅速な復旧復興

○災害時でも機能不全に陥らない経済社会システムを平時から確保し、国の経済成長の一翼を担う

## 【基本的な方針等】

- 依然として進展する東京一極集中からの脱却、「自律・分散・協調」型の国土構造の実現を促す
- 気候変動等による気象の変化等を踏まえた施策の重点化
- ハード対策とソフト対策の適切な組み合わせ
- 既存社会資本の有効活用等による費用の縮減
- PPP/PFIによる民間資金の積極的な活用
- PDCAサイクルの繰り返しによるマネジメント等

## 【特に配慮すべき事項】

- 官民連携の促進と「民」主導の取組を活性化させる環境整備
- 国土強靱化のイノベーション
- 仙台防災枠組である事前防災、より良い復興等の実践
- 平成30年6月以降の災害からの教訓を踏まえた対策等

## ●脆弱性評価(第2章) 12の個別施策分野及び5の横断的分野

## ●国土強靱化の推進方針(第3章) ~施策分野ごとの推進方針~

## 【行政機能／警察・消防等／防災教育等分野】

・政府全体の業務継続計画を踏まえた対策の推進、自らの命は自らが守るという意識を持ち、自らの判断で避難行動がとれるよう不断の見直しを実施等

## 【住宅・都市分野】

・防災拠点、住宅・学校等の耐震化、文化財の耐震化、「コンパクトネットワーク」の対流による東京一極集中の是正等

## 【保健医療・福祉分野】

・被害想定等を踏まえた必要チーム数を考慮したDMATの計画的な養成、福祉避難所の指定促進等

## 【エネルギー分野】

・電力インフラのレジリエンス向上など災害に強いエネルギー供給体制の構築、地域間の相互融通能力の強化、自立分散型エネルギーの導入等

## 【金融分野】

・金融システムのバックアップ機能の確保、金融機関の横断的な合同訓練の実施等

## 【情報通信分野】

・官・民からの多様な収集手段確保、旅行者、高齢者、障害者、外国人等に配慮した多様な情報提供手段確保等

## 【産業構造分野】

・中小企業が取り組む防災・減災対策への支援の強化等

## 【交通・物流分野】

・交通・物流施設の耐災害性の向上、ソフト・ハード両面における除雪体制の整備等

## 【農林水産分野】

・農林水産業に係る生産基盤などのハード対策や流通・加工段階のBCP/BCM構築などのソフト対策の実施、都市と農村の交流等による地域コミュニティ維持・活性化等

## 【国土保全分野】

・防災施設の整備などのハード対策とわかりやすい防災情報の発信などのソフト対策を組み合わせた総合的な対策、気候変動の影響を踏まえた治水対策等

## 【環境分野】

・災害廃棄物処理の広域連携体制の構築による廃棄物処理システムの強靱化等

## 【土地利用(国土利用)分野】

・災害リスクの高い場所への人口集中の緩和によるリスク分散、所有者不明土地への対応、復興まちづくりの事前の準備等

## 【リスクコミュニケーション分野】

・住民等の自発的な防災活動に関する計画策定の促進、地域コミュニティの強化による災害対応力の向上、教育、訓練等

## 【人材育成分野】

・災害の専門家・技術者・地域のリーダーの育成等

## 【官民連携分野】

・民間のスキル・ノウハウや施設・整備等の活用促進等

## 【老朽化対策分野】

・インフラ長寿命化計画の策定促進、メンテナンスサイクルの構築等

## 【研究開発分野】

・防災・減災及びインフラの老朽化対策における研究開発・新技術の普及・社会実装の推進等

## ●計画の推進と不断の見直し(第4章)

- 今後、国土強靱化に係る国の他の計画等について必要な見直しを行いながら計画を推進
- おおむね5年ごとに計画内容の見直し、それ以前においても必要に応じて所要の変更
- 起きてはならない最悪の事態を回避するプログラムの推進計画を毎年度の年次計画として推進本部が策定。これにより各般の施策を実施し、毎年度、施策の進捗状況の把握等によるプログラムの推進計画を見直し

- 施策の進捗状況、社会情勢の変化等を踏まえ、重点的に取り組むべき15のプログラムを組替え
- 重要な課題について、効果的な施策の具体化を検討する仕組みの導入
- 重点化するべきプログラム等の中で、特に緊急に実施すべき施策については、3か年の緊急対策を定めて速やかに実施

2

## 防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策の概要

平成30年12月14日  
閣議決定国土強靱化  
NATIONAL RESILIENCE

## 1. 基本的な考え方

○本対策は、「重要インフラの緊急点検の結果及び対応方策」(平成30年11月27日重要インフラの緊急点検に関する関係閣僚会議報告)のほか、ブロック塀、ため池等に関する既往点検の結果等を踏まえ、

- ・防災のための重要インフラ等の機能維持
- ・国民経済・生活を支える重要インフラ等の機能維持

の観点から、国土強靱化基本計画における45のプログラムのうち、重点化するべきプログラム等20プログラムに当たるもので、特に緊急に実施すべきハード・ソフト対策について、3年間で集中的に実施する。

## 2. 取り組む対策の内容・事業規模の目途

○緊急対策160項目

○財政投融資の活用を含め、おおむね7兆円程度を目途とする事業規模(※1、※2)をもって実施。

## I. 防災のための重要インフラ等の機能維持

## おおむね3.5兆円程度

- (1)大規模な浸水、土砂災害、地震・津波等による被害の防止・最小化
- (2)救助・救急、医療活動などの災害対応力の確保
- (3)避難行動に必要な情報等の確保

おおむね2.8兆円程度  
おおむね0.5兆円程度  
おおむね0.2兆円程度

## II. 国民経済・生活を支える重要インフラ等の機能維持

## おおむね3.5兆円程度

- (1)電力等エネルギー供給の確保
- (2)食料供給、ライフライン、サプライチェーン等の確保
- (3)陸海空の交通ネットワークの確保
- (4)生活等に必要の情報通信機能・情報サービスの確保

おおむね0.3兆円程度  
おおむね1.1兆円程度  
おおむね2.0兆円程度  
おおむね0.02兆円程度

(※1)  
うち、財政投融資を活用した事業規模としておおむね0.6兆円程度を計上しているほか、民間負担をおおむね0.4兆円程度と想定している。平成30年度第一次補正予算等において措置済みの事業規模0.3兆円を含む。

(※2)  
四捨五入の関係で合計が合わないところがある。

## 3. 本対策の期間と達成目標

○期間:2018年度(平成30年度)~2020年度(平成32年度)の3年間

○達成目標:防災・減災、国土強靱化を推進する観点から、特に緊急に実施すべき対策を、完了(概成)又は大幅に進捗させる。

3

## 1. 年次計画とは

- ✓ 国土強靱化基本計画に基づき、45のプログラムごとに当該年度に取り組むべき主要施策等を取りまとめ。
- ✓ 定量的な指標により進捗を管理し、PDCAサイクルにより、施策の着実な推進を図る。

## 2. “年次計画2019”のポイント

国土強靱化基本計画見直し(平成30年12月)後、最初の年次計画。内容を刷新。

### (1) プログラム推進のための施策の充実

- 令和元年度に取り組むべき主要施策を設定
  - 堤防やダム、排水施設の整備、機能強化等の事前防災対策
  - 重要施設や避難地、避難路の保全のための土砂災害対策
  - 住宅、学校、道路橋梁、水道施設、農業水利施設等の耐震化等
- 災害の教訓、技術の進展等を踏まえ新たな取組を追加
  - 「水防災意識社会」の再構築に向けた関係機関の連携強化
  - 中小企業・小規模事業者の事前の防災・減災対策の促進
  - 予測需給均衡度に基づく都道府県の医療ハザードマップ作成
  - 無電柱化に対する支援等
- 民間、地方、国際貢献の取組を推進

### (2) 指標の充実によるPDCAの強化

- 重要業績指標(KPI)をさらに充実(昨年度115→183)
- ベンチマーク指標を導入し、国土強靱化全般の進捗を評価

(例) 項目	現状値	目標値 (%)
【国交】多数の者が利用する建築物の耐震化率	(2013) 85	(2020) 95
【厚労】上水道の基幹管路の耐震適合率	(2017) 39	(2022) 50
【農水】ハザードマップ等ソフト対策を実施した防災重点ため池の割合	(2017) 73	(2020) 100

### (3) 3か年緊急対策の進捗管理

#### ② 令和元年度までの成果事例(見込み)

- 事業費ベースの進捗状況(見込み)
  - 制度改正等も活用し対策を着実に実施
  - 本年度までの事業規模の見込み
  - 約5兆円/約7兆円 (約7割)
- 160項目別の箇所数ベースで進捗を把握
  - 令和元年度までに目標達成予定の緊急対策35項目完了見込み(10項目前倒し完了見込み)
  - 令和元年度までの成果事例(見込み)
    - ✓ 緊急点検の結果、学校施設等のブロック塀等の安全対策が必要な箇所1,000kmを完了
    - ✓ 車載型の携帯電話基地局等150台の増設を完了し、昨年度と同規模の災害でも市町村役場における通信サービスを維持
    - ✓ 災害拠点病院等の診療機能の3日程度維持するため、非常用自家発電設備125箇所の整備に着手、来年度までに完了
    - ✓ 本年度までに約49万kW分、来年度までに約55万kW分の分散型電源等を導入し、エネルギー需給構造を強靱化
    - ✓ 本年度までに航空輸送上重要な6空港の浸水対策や3空港の耐震対策に着手し、来年度までに完了

4

## 教育

## 学校施設等のブロック塀等に関する緊急対策

### ◎ 令和元年度までの緊急対策の実施内容(見込み)

概要: 平成30年大阪府北部を震源とする地震による学校のブロック塀の倒壊事故を受けて行った、全国の学校施設等を対象とするブロック塀等の安全点検等状況調査の結果を踏まえ、安全性に問題があるブロック塀等の安全対策を実施する。

府省庁名: 文部科学省

#### ブロック塀等の安全対策

内容: 安全性に問題があるブロック塀等の安全対策を実施する。

令和元年度までの実施箇所数: 1,000km

実施成果: 緊急点検の結果、ブロック塀等の安全対策が必要な箇所1,000kmを完了予定

※見込みの箇所数を記載しており、実際の箇所数は今後変わらう。

実施主体: 学校施設等の設置者



前



後

5



通信

携帯電話基地局に関する緊急対策

◎令和元年度までの緊急対策の実施内容(見込み)

概要：平成30年北海道胆振東部地震等を踏まえ、全国の主要な携帯電話基地局を対象に、予備電源の整備状況等の緊急点検を行い、被害状況の把握から応急復旧の初動対応等に課題があったため、迅速な応急復旧のための体制整備を行う。また、通信事業者において、応急復旧手段である車載型基地局等の増設を実施する。

府省庁名：総務省

迅速な応急復旧のための体制整備

内容：

- ① 通信ネットワークの被害・復旧状況の集約作業において、事業者側の情報集約、事業者から総務省への情報受け渡しなどの手順を改善し、総務省側の情報集約を迅速に行えるようにする。
- ② 総務省及び通信事業者における被災直後の初動対応について、具体的な連絡体制や業務フローを改善し、改善した業務フロー等による訓練の実施により、初動対応の実効性を確保できるようにする。

令和元年度までの実施箇所：応急復旧の体制

実施成果：迅速な応急復旧のための体制を構築するために、初動対応における業務フロー等の策定を完了予定

実施主体：国、通信事業者

車載型基地局等の増設

内容：大規模災害時に主要基地局の機能維持が難しいおそれが高い応急復旧対策拠点<sup>※1</sup>に配備する車載型基地局等を増強することで、管轄下のサービスエリア支障を防止。

<sup>※1</sup> 停波した携帯電話基地局の応急復旧のため、車載型基地局、可搬型伝送路設備、移動式電源設備等を保有する拠点。

令和元年度までの実施箇所数：150台<sup>※2</sup>

<sup>※2</sup> 見込みの箇所数を記載しており、実際の箇所数は今後変わります

実施成果：平成30年度と同規模の災害が発生しても、市町村役場等における通信サービスを維持するために、車載型基地局等の増設を完了予定

実施主体：通信事業者



車載型基地局

病院

災害拠点病院等の自家発電設備の燃料確保に関する緊急対策

◎令和元年度までの緊急対策の実施内容(見込み)

概要：平成30年北海道胆振東部地震等を踏まえ、全国の災害拠点病院等を対象に非常用自家発電設備の整備状況等の緊急点検を行った結果、災害時において病院の診療機能を3日程度維持するために設備の増設等が必要な災害拠点病院等に対して、整備に要する経費の一部を支援する。

府省庁名：厚生労働省

非常用自家発電設備の増設等の補助

内容：非常用自家発電設備の増設等<sup>(※)</sup>に必要な経費の補助を行う。

<sup>※</sup> 3日程度診療機能を維持するために必要な非常用自家発電装置の燃料タンクの増設、病院内に燃料備蓄が可能な非常用自家発電装置への更新

令和元年度までの実施箇所数(見込み)：

民間等の災害拠点病院、救命救急センター及び周産期母子医療センター 125病院<sup>(※)</sup>

<sup>※</sup>見込みの箇所数を記載しており、実際の箇所数は変わります。

実施成果：災害時に特に重要な医療機能を担う災害拠点病院等において、病院の診療機能を3日程度維持できる非常用自家発電設備の整備の支援に向けて調整中。

実施主体：民間等の災害拠点病院、救命救急センター及び周産期母子医療センター

(非常用自家発電装置)



電力

電力インフラの強靱化に関する緊急対策

◎令和元年度までの緊急対策の実施内容(見込み)

概要：平成30年北海道胆振東部地震によって北海道全域の大規模停電(ブラックアウト)が発生したことを受け、電力広域的運営推進機関に設置された第三者委員会における検証作業等も踏まえ、全国の電力インフラ総点検を行った結果、現行の法令等に照らし問題のある設備はないことと、一部においては運用面での対策を講ずることで全体としてはブラックアウトの再発を防止できることなどが確認された。その上で、更なる電力供給の強靱化に向けて、供給力・予備力の確保や地域間連系の強化等に加え、電力・ガス、燃料の安定供給や、サプライチェーン上重要な事業所・工場、生活必需品の生産拠点等の経済活動が継続できるよう、約55万kW分の自家用発電設備や蓄電システム、省電力設備の導入等を支援するとともに、情報共有システムを構築する。

府省庁名：経済産業省

停電の影響緩和策等

内容：災害時においても、電力・ガス、燃料の安定供給や、サプライチェーン上重要な事業所・工場、生活必需品の生産拠点等の経済活動が継続できるよう、自家用発電設備や蓄電システム、省電力設備の導入等を支援するとともに、情報共有システムを構築する。

令和元年度までの実施箇所数：約49万kW ※3か年の対策箇所数：約55万kW

成果：エネルギー需給構造の強靱化のため約49万kW分の分散型電源等の導入が全て完了見込み。

実施主体：都道府県、民間事業者、個人



非常用発電設備



ガスヒートポンプエアコン

空港

航空輸送上重要な空港等に関する緊急対策(基本施設)

◎令和元年度までの緊急対策の実施内容(見込み)

概要：平成30年台風21号等を踏まえ、航空輸送上重要な空港等を対象に、護岸や排水施設の設計条件等の緊急点検を行った結果、部分的な沈下等により必要な護岸高さを確保できていない施設や浸水の可能性が懸念される施設があることが判明したため、護岸の嵩上げや排水機能強化による緊急対策を実施する。また、液状化の可能性が懸念されることが確認された滑走路等について、所要の耐震対策を実施する。

府省庁名：国土交通省

護岸嵩上げ・排水機能強化による浸水対策

内容：必要な護岸高さを確保できていない箇所について、護岸の嵩上げを実施する。また、特に浸水の可能性が懸念される箇所について、排水機能の強化を実施する。

令和元年度までの実施箇所数：6空港  
※3か年の対象箇所数：6空港



<既存護岸の嵩上げ>

実施成果：航空輸送上重要な空港等16空港のうち、特に浸水の可能性が懸念される空港として、6空港の対策に着手

実施主体：国、民間

滑走路等の耐震対策

内容：滑走路等の耐震対策を実施する。

発災後3日を目標に定期民間航空機の運航を再開するために滑走路等の耐震対策が必要な空港

令和元年度までの実施箇所数：3空港  
※3か年の対象箇所数：3空港



<基本施設の液状化対策>

実施成果：航空輸送上重要な空港等16空港のうち、14空港(緊急対策としては、3空港のうち1空港完了)の2,500m以上の滑走路の耐震対策を完了

実施主体：国